最高裁判所 御中

	特 別 抗 告 状
抗	〒136-0073 受付日付印欄
	住所 東京都江東区北砂 5 丁目 20 番
	10-609
告	
	氏名 SUN SHUBIN 印
人	Tel.080 (4658) 1518 Fax. ()
相	T 1 4 1 - 0 0 3 1
	住所 東京都品川区西五反田2丁目28番5号
手	
	 会社名 大宇宙ジャパン株式会社
方	云紅石 八十田ンヤハン怀八云紅

上記当事者間の東京地方裁判所 令和4年(も)第40001号 保全異議申立事件につき、同裁判所が令和4年2月2日にした決定(令和4年2月5日に抗告人に送達)は不服であるから特別抗告を提起する。

原決定の表示

- 1 債権者と債務者間の東京地方裁判所令和3年(ヨ)第21064号動産の引渡 断行仮処分命令申立事件(基本事件)について、当裁判所が令和3年12月 24日付けでした仮処分決定を認可する。
- 2 債務者のその余の申立てをいずれも却下する。
- 3 申立費用は債務者の負担とする。

(□ 別紙のとおり)

特別抗告の趣旨

- 1原決定を破棄し、更に基本事件と関連事件をきちんと調査し 日本国の法 律により 最高裁判所の大法廷で 録音可、録画可の公開の中立、公平、公正 の裁判を求める。
- 2 「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連 法律規定に基づき、中華人民共和国駐日本大使館は 私が不平等な待遇をうけ ていない、私の正当な権利・利益を守る権力と義務がある。訴訟事件の関連文

書はすべて 中華人民共和国駐日本大使館領事部にコピー件で送信をお願い。

3私は岸田文雄首相の「成長と分配の好循環」、「スタートアップ企業創出」の施策に支持する。けれども 今 ある公務員、警察官、裁判官などの政府職員は 「公務員職権濫用」で 違法者へ支援して 一緒に 被害者に再度な加害している。このような社会環境に 日本の優秀な人材はもう他国に流失し、スタートアップ企業は 安定な成長できない、在日外国人は安定な生活・就職ができない。今回事件の関連違法の公務員(特別公務員も含め)は すべて 警察庁に刑事告訴状を送る。関連事件の賠償金(国家賠償金も含め)を請求する。

4 私の社員地位について本件の解雇は無効である、復職すること。

5 未払賃金

大宇宙ジャパン株式会社は 令和3年9月から毎月末日限りそれぞれ金416,667円及びこれらに対する各支払日の翌日から支払い済みまで年3%の割合による金員を支払え。

6慰謝料

- (1)大宇宙ジャパン株式会社は、その従業員らをして、被害者に対する、被害者が精神的苦痛を受ける言動をさせない措置を講ぜよ。更に 無事実な名誉毀損、信用毀損の理由で悪意な解雇し、民事訴訟を申立した。被告が受ける半年以上の精神的損害に対する賠償は慰謝料一千万円(¥1,000万円)である。
- (2)被害者の個人情報の不正流出、教唆、共同犯罪など違法行為及び関連の公務員の虚偽告訴、警察官の二回の暴行、二日留置、七日勾留など加害される結果の賠償は 慰謝料一千万円(¥1,000万円)である。

7大宇宙ジャパン株式会社は 被害者が2021年9月から 発生する医療 費用を 全て賠償すること。

- 8 三菱 UFJ 銀行に違法の差押えを説明し、被害者の信用記録を回復する。
- 9申立費用、第一審及、抗告審、特別抗告審を通じて、訴訟関連の費用(抗告人の弁護士費用も含め)は 全て大宇宙ジャパン株式会社の負担とする。

(以上の内容は 弁護士の意見により 修正することがある)

特別 抗告の理由

東京地方裁判所第33部の2回裁判は 「日本国憲法」第11条、第14条、第76条、「民事訴訟法」第2条に抵触する、特別抗告を提出すること。

「特別抗告申立書」は 追って提出する。(提出予定:2022年2月18日頃)

歴史の事件番号(順位:新➡旧):

抗告審:令和4年(も)第40001号 保全異議申立事件(東京地方裁判所(第33部) 佐藤 卓 裁判官、裁判結果:決定)

第1審:令和3年(ヨ)第21064号 動産の引渡断行仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第33部) 伊藤 由紀子 裁判官、裁判結果:決定)

事件申立:令和3年(ヨ)第3367号 動産仮処分命令申立事件(東京地方裁判所(第9部)秋田 智子 裁判官)

事件経緯と東京地方裁判所 2 回裁判の録音証拠は ホームページから 確認できる。URL: https://human-rights-and-constitution.github.io/